

(別添 4)

イベント情報集発信システム構築及び運用保守業務
落札者決定基準

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、鳥取県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容と価格の両面で評価する総合評価方式を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、技術点と入札価格点と見積価格点の合計（総合評価点）の最も高い入札参加者を落札者とする。

2 事前審査

評価委員会で評価を行う前に、事務局にて企画提案書の事前審査及び入札価格に基づく価格点の算出を行う。

次の項目のいずれか又は両方に該当する入札参加者は失格とし、評価委員会において評価を行わない。

(1) 入札価格が予定価格を超えた場合

(2) 入札説明書に記載した入札参加資格要件を満たしていない場合

3 落札者決定方法

「総合評価点」の満点は1, 500点で、「技術点」と「入札価格点」と「見積価格点」の比率は(技術点) 8 : (入札価格点) 1 : (見積価格点) 1 とする。

総合評価点 (1, 500点満点)	=	技術点 (1, 200点満点)	+	入札価格点 (150点満点)	+	見積価格点 (150点満点)
----------------------	---	--------------------	---	-------------------	---	-------------------

「技術点」と「入札価格点」と「見積価格点」の合計（総合評価点）が最も高い者を落札者とする。
(予定価格などの制限の範囲内において、入札があったことが前提である。)

(1) 有効数字

技術点、入札価格点、見積価格点の算出に当たっては、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位表示とする。

(2) 総合評価点が同点の場合

総合評価点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）は次のとおりとする。

ア 「技術点」が高い者を落札者とする。

イ アの場合において「技術点」が同点のときは、「見積評価点」が高い者を落札者とする。

ウ イの場合において「見積評価点」が同点のときは、くじ引きにより落札者を決定する。

なお、くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の数字「000～999」を記入する。また、当該入札参加者のうち、くじ番号に記載がないものがあるときは、当該入札に関係ない職員がくじ番号自動生成ツールにより、表示されたくじ番号を記載するものとする。

4 技術点の算出方法

技術点は、提案内容に基づき、次の考え方により内容を評価する。

(1) 評価基準書中の各提案項目について、評価委員会の各委員がA、B、C、Dの4段階評価を行って算出した点数の合計点の平均をもって当該入札参加者の技術点とする。

(2) 4段階評価の点数は次のとおりとする。

評価区分		点数
A	特に優れている	配点×100%
B	優れている	配点× 70%
C	仕様の要件を満たしている	配点× 40%
D	仕様の要件を満たしていない、実現不可能	配点× 0%

なお、仕様書に示した必須項目のうち、同じ項目についてDの採点を付けた委員が過半数あ

った場合、当該提案をした者を原則失格とし、落札者として選定しない。

また、提案書説明会を欠席した委員があった場合、評価にあたっては、当該委員が事前に評価を行った項目についてはその評価を採用し、評価を行わなかった項目については、出席した委員の平均点数を欠席委員の点数とする。

5 入札価格点の算出方法

入札価格点は、次の方法により算出する。

$$\text{入札価格点} = \frac{150 \text{点}}{(\text{入札価格点の満点})} \times \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right)$$

6 見積価格点の算出方法

見積価格点は、次の方法により算出する。

$$\text{見積価格点} = \frac{150 \text{点}}{(\text{見積価格点の満点})} \times \frac{\text{最低見積価格 (注)}}{\text{見積価格}}$$

(注) 予定価格の範囲内の入札価格を提出した事業者のうち、次年度以降の運用保守に要する年間経費に係る見積価格が最も低い事業者の見積価格をもって最低見積価格とする。